

平 13 公協通第 31 号
平成 13 年 10 月 4 日

会 員
広告宣伝担当部門 殿

全国銀行公正取引協議会 事務局
(全国銀行協会 企画部 広報室)

A T M等の利用手数料に関する照会事例について

最近、A T M等の利用手数料の割戻しに関するご照会が増加しているため、事務局において、別紙のとおり考え方を整理いたしましたので、ご送付申し上げます。

以 上

【本件照会先】

全国銀行公正取引協議会事務局 小林、宮永 03-5252-3753/3720

A T M等の利用手数料の割戻しについての考え方

一般に、金融機関が、当該金融機関以外の金融機関の A T M等で出入金等の取引を行った自らの顧客に対し、その利用手数料をキャッシュバックする等により割り戻すことは、「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号)第 1 項に定める「景品類」の提供に当たる。したがって、そのような企画を行う場合には、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号)の範囲内とする必要がある¹。

以下、具体的事例毎に、A 銀行の行為と「景品類」の提供との関係について考え方を示す。

- 事例 1 -

B 銀行が他の金融機関の顧客が自行 (B 銀行) の A T Mを利用するときの手数を有料としている場合に、A 銀行が自行の顧客に対し B 銀行の A T M利用手数料をキャッシュバック等により割り戻すケース

A 銀行の行為は、自行の顧客に対して「景品類」を提供する行為に当たる。したがって、A 銀行は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号)の範囲内で実施する必要がある²。

- 事例 2 -

B 銀行が A 銀行との間において、A 銀行の顧客の A T M利用手数料を無料としているケース

B 銀行が利用手数料を無料に設定しているものであるため、A 銀行による「景品類」の提供には当たらない³。

¹ 金融機関が、当該金融機関の A T M等の利用手数料を減免することは「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号)第 1 項にいう「正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益」に当たり、「景品類」には当たらない。

² 景品類の内容を表示する場合には、「銀行業における表示に関する公正競争規約」第 7 条にしたがい、取引条件に関する事項等を明瞭に表示しなければならない。

³ この場合、A 銀行が「B 銀行の A T Mを利用したときの手数料は無料」である旨を表示することは差し支えない。ただし、もともと無料である (B 銀行が無料と設定している) 手数料を、A 銀行のサービスとして無料としているかのような誤認を与える表示は、不当表示に当たるおそれがある。

なお、システム上の理由等により、利用手数料を一旦顧客の A 銀行の口座から引き落とし、その後同口座に B 銀行が同手数料をキャッシュバックする場合も同様に「景品類」の提供には当たらない。

- 事例 3 -

A 銀行が顧客から一定額を事前に受け取ることで、一定回数分の他行の ATM 利用手数料を A 銀行が顧客にキャッシュバックするケース

A 銀行の行為は、顧客から一定の対価を受け取り、当該対価に基づいたサービスを顧客に提供する行為に当たる。したがって、A 銀行が顧客にキャッシュバックする手数料額が顧客から受け取った対価を超える場合であっても、「景品類」の提供には当たらない⁴。

以 上

⁴ 顧客が実際に享受できるサービス内容（本例でいえばキャッシュバックされる他行 ATM 利用手数料の上限額）が、顧客から受け取る対価からみてあまりにも過大なものであるときには、独占禁止法で禁じられている不公正な取引方法（不当廉売）に当たるおそれがある。

一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限

(昭和 52 年 3 月 1 日公正取引委員会告示第 5 号)

不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号) 第 3 条の規定に基づき、一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限を次のように定め、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限

- 1 一般消費者に対して懸賞 (「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」 (昭和 52 年公正取引委員会告示第 3 号) 第 1 項に規定する懸賞をいう。) によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の 10 分の 1 の金額 (当該金額が 100 円未満の場合にあっては、100 円) の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。
- 2 次に掲げる経済上の利益については、景品類に該当する場合であっても、前項の規定を適用しない。
 - 一 商品の販売若しくは使用のため又は役務の提供のため必要な物品又はサービスであって、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの
 - 二 見本その他宣伝用の物品又はサービスであって、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの
 - 三 自己の供給する商品又は役務の取引において用いられる割引券その他割引を約する証票であって、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの
 - 四 開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービスであって、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの

備考

不当景品類及び不当表示防止法第 3 条の規定に基づく特定の種類の事業における景品類の提供に関する事項の制限の告示で定める事項については、当該告示の定めるところによる。

不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件

(昭和 37 年 6 月 30 日公正取引委員会告示第 3 号)

不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号) 第 2 条の規定により、景品類及び表示を次のように指定する。

- 1 不当景品類及び不当表示防止法 (以下「法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する景品類とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役務に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。
 - 一 物品及び土地、建物その他の工作物
 - 二 金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
 - 三 きょう応 (映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)
 - 四 便益、労務その他の役務
- 2 法第 2 条第 2 項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

- 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- 三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）映写、演劇又は電光による広告
- 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）